

社会福祉法人 聖家族の家 聖母託児園建替工事にかかる工事入札参加業者募集要項

令和6年 8月20日（火）

社会福祉法人 聖家族の家
理事長 上利 久芳

下記の入札に付する事項及び工事名に掲げる工事の入札等については、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金を活用して実施するため、関係法令及び大阪市の公共工事における手続きに準拠した取扱とするほか、この要項によるものとします。

1. 入札に付する事項

入札方法	公募型指名競争入札
工事発注者	大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2 社会福祉法人 聖家族の家 理事長 上利 久芳
募集開始日	令和6年8月20日（火）
工事名	社会福祉法人 聖家族の家 聖母託児園建替工事
工事場所	大阪市東住吉区南田辺4丁目4-19
完成期限	令和8年9月 4日（金）（予定）
工事概要	構造 鉄骨造 規模 2階建 延床面積 約1,170㎡ 種類 建築工事一式、各種設備工事一式、外構工事一式
前払金の有無	有
予定価格の事前公表	無
その他	最低制限価格 無 一括下請負は一切認めない

2. 入札に参加する者に必要な資格

単独企業であり、入札参加資格において、次の要件は必ずすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項（昭和22年5月3日政令第16号）に定める要件に該当しない者
- ②建設業法第3条（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者
- ③入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
- ④正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく及び行わない者
- ⑤法人の役員、若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3等親以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の役員が特別の利害関係を有する業者でない者。
- ⑥建築工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有していること。

- ⑦大阪府市に本社、支店、営業所を設置していること。
- ⑧応募者は大阪市の入札参加資格を有する者で、02建築工事の承認種目登録をしている者で、項目 A. 建築工事の総合評定値(P)が1100点以上である事。
- ⑨過去の経営状況において、財務実績の良好な者
- ⑩当該工事に配置する監理技術者は専任とし、現場代理人は一級建築士又は、一級施工管理技士の資格を有すること
- ⑪大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑫入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

3. 入札参加資格の審査の申請方法

受付期間 令和6年 8月20日(火) から 令和6年 9月 4日(水) まで(※土曜・日曜・祝日を除く。)

受付時間 午前 10 時 から 午後 4 時 下記の提出先まで電話のうえ、持参すること。

提出書類 入札に参加しようとするものは、受付期間内に次の書類を提出すること。

- ① 公募型指名競争入札参加申込書
- ② 資格確認調書
- ③ 監理技術者・主任技術者等配置予定届
- ④ 建設業許可証明書
- ⑤ 経営事項審査結果通知書(審査基準日から1年7ヶ月以内のもの)
- ⑥ 法人登記簿謄本
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 大阪市の入札参加資格登録が確認できるもの

申請書類の 堺市南区槇塚台2丁38-80

請求先・配布元 有限会社修景社設計工房 宛
メールにて請求すること。返信にて配布する。(別紙入札参加申請書の配布方法参照)

申請書類の 大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2

提出先 社会福祉法人 聖家族の家 法人本部担当 大西 裕
06-6699-7221(電話の上持参)

入札資格審査 応募受付後、審査を行い、大阪市担当者へ確認後、令和6年 9月 17日に
及び結果通知 審査結果をEメールにて通知し、同日令和6年 9月17日に当該計画における設計図書をEメールにて送信し、別途A3縮小版を郵送します。なお、現場調査の日時については、後日、それぞれ通知します。

4. 入札日

入札日時 令和6年 10月 17日(木) 11時00分開始

入札場所 大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2 社会福祉法人 聖家族の家 1階ホール

5. 入札時に提出する書類

- ①入札書（消費税相当額を加算した額とする。）
- ②その他必要な書類

※落札した業者は、一週間以内に見積明細書を提出すること。

6. 入札の方法等

- ①入札の執行回数は、3回までとする。
- ②3回目の最低入札価格が予定価格に達しない場合、最低価格を提示した入札者及び2番目の最低価格を提示した入札者と協議を行う。
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載する金額は当該価格の10%に相当する消費税相当額を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額の100分の110に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④入札には、大阪市職員の立ち会いがある。

7. 落札の決定方法

- ①予定価格以下で入札した業者のうち最低価格をもって入札した業者を落札者とする。
- ②入札となるべき同価の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。
- ③落札者が決定した場合は、落札金額及び落札者名並びに落札者以外の入札金額及び入札者名の発表を行う。全ての業者名及び入札金額を公表する。

8. 入札の無効に関する事項

- ①入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ②入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。
- ③入札当日に不参加であった者。

9. 契約履行の担保

工事請負契約の締結にあたっては、工事請負業者により、履行保証保険契約の締結を行うこと。

10. 関係会社の制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ① 組合とその組合員
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合
- ④ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- ⑤ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

1.1. 設計会社の制限

当該入札に参加しようとする者が、次の設計会社と10.の各項目に記載する関係に該当する場合、参加できない。

設計会社：有限会社 修景社設計工房 代表取締役 樺木 貞夫
住 所：堺市南区榎塚台2丁38-80
連 絡 先：072-284-5007

1.2. 支払条件

- ・解体工事完了時…………… 7%
- ・2回目の中間検査（2階の床板の配筋）合格時…………… 25%
- ・上棟時（R階床コンクリート工事完了時）…………… 20%
- ・仕上工事中間期…………… 20%
- ・工事完了時（仮設撤去完了時）…………… 28%

1.3. その他

- ①応募時提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ②応募時提出書類は、原則として返却しない。
- ③上記の内容に変更があった場合には、応募者または入札参加者に速やかに通達する。
- ④入札参加者が5社に満たない場合は公告期間の延長や再公告するなどし、あらためて入札を実施することとする。

1.4. 問い合わせ先

社会福祉法人 聖家族の家 法人本部担当 大西 裕
住 所：大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2
電 話：06-6699-7221 Eメール：se-rebuild@seikazoku.com

聖母託児園建替工事

入札参加申請書の配布方法

1 配布方法（メールにて行う）

配布希望の送信宛先>> mail@shukeisha.jp（担当設計事務所アドレス）

手順は以下に従うこと。

- ① 「聖母託児園建替工事の入札参加申請書を入手したい」旨を明記の上、下記1～2の事項を併記して、上記宛先にメールを送信する。
 1. 担当者名
 2. 電話番号
- ② 入手希望を受け次第、速やかに申請に関する必要書面（参考資料として予定建築物の一般図を含む）を、一覧表とともに送信するので、一覧に記載のものが過不足無く届いていることを確認し、その旨返信する。
- ③ メール送信後、2時間程度経っても資料が届かない場合は、下記連絡先に電話またはFAXにて通知すること。
- ④ 申請書の配布を受けたが申請を行わないことは、支障ない。

申請書類不着時 連絡先

有限会社修景社設計工房

TEL 072-284-5007 / FAX 072-284-5008 縦木貞夫（モミキサダオ）

2 申請書提出先及び提出方法

- ① 提出先 大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2
児童養護施設 聖家族の家内 法人本部 担当 大西裕 06-6699-7221
- ② 電話の上、上記大西まで、必要書類一式を持参のこと
- ③ 提出時、「入札参加資格審査申請 受付票」を受け取りのこと。

社会福祉法人聖家族の家 聖母託児園建替工事 見積要項書

工事名称	聖母託児園建替工事		
工事場所	大阪市東住吉区南田辺4丁目4-19		
建築主	大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2 社会福祉法人聖家族の家 理事長 上利久芳		
見積区分	配布図中の工事概要書の工事範囲の記述による。		
設計監理	有限会社修景社設計工房 大阪府堺市南区横塚台2丁38番80号 TEL 072-284-5007 FAX 072-284-5008 Email mail@shukeisha.jp	担当	榎木貞夫（もみきさだお）、榎木士朗（もみきしろう）
工事範囲	概要書・仕様書・図面及び質疑応答書に記載されたもの全て		
工期	既存存置棟改修切離し改修工事 解体工事着工～解体工事完了 建築工事着工～引渡しまで 工期は案である。工期内で前もっての協議による変更は可。	令和6年12月1日 令和7年3月17日 令和7年8月20日	～ ～ ～ 令和7年2月28日 令和7年8月12日 令和8年9月4日
提出書類（入札時）	入札書（配布様式）、その他必要な書類（入札参加指名通知書、必要に応じ委任状）、届出使用印を持参のこと		
提出書類（契約時）	内訳明細付見積書、略工程表、予定現場代理人及びその他の現場員の資格を証明する書類と履歴書		
見積期間等	図面渡 令和6年9月17日 有限会社修景社設計工房より PDFデータを送信 かつ、A3縮小版を宅急便にて発送 A3縮小版（50%に縮小）の出力図1部とPDFデータ（A1）		
	現地見学 随時（日時はメールにて指定します） 図面の追加のあるとき 質疑回答書と同時にPDFにて送信		
	質疑 1回目 同年9月26日 10時～12時 2回目 同年10月4日 10時～12時	有限会社修景社設計工房宛に質疑書を添付の様式を使用しメールにて送信 同上	
	回答 質疑の翌々日 ただし時間のかかるものは回答が遅くなる場合もあります メールにて回答（回答内容は各社共通）		
	入札日 令和6年 10月17日（木） 11:00～	大阪市東住吉区南田辺4丁目5-2 聖家族の家 1階ホールにて	
	宛名 社会福祉法人聖家族の家 理事長 上利久芳		
支払い（予定）	解体工事完了時 7% 2回目の中間検査（2階の床板の配筋）合格時 25% 上棟時（R階床コンクリート工事完了時） 20% 仕上工事中間期 20% 工事完成引渡し時（仮設撤去完了時） 28%		
最終決定方法	公募型指名競争入札により、予定額内 最低価格を提示した者に決定		
契約	四会連合工事請負契約約款による。見積明細・設計図書・質疑応答書・略工程表・当見積要領添付のこと。 黒表紙金文字で正2部、写し1部。正1部を請負者用とし、正一部の印紙代金を負担すること。 ※履行保証保険を付保する（工事請負額の10%の損害を補償）		
官庁手続	受注業者は確認申請以降の関係官庁への工事諸手続きのうち必要な手続きを行うこと。 それらにかかる費用は全て見積りに含めること。また、建築主が行う諸手続（特に補助金等の手続き）に全面的に協力すること。		
祝別式	司祭さんへの謝礼金以外は、本工事に含むこと。 出席人数20人程度を予定。白テントのみを用意する（イス、テーブル、祭壇は施主側で用意するので、配置を行うこと）		
現場代理人等	監理技術者は専任であること。現場代理人は一級建築士または一級施工管理技士の資格を有すること。 建築、電気、設備各間の調整ができる者であること。		
電気及び設備	継続的メンテナンス体制が充実した業者とする。		
その他	工事期間中に、やむを得ず施工される別途工事や、搬入される什器備品に関して、光熱費等の実費以外賦課金に類するものは徴収しないこと。またそれらの搬入設置については協力を惜しまないこと。		
推薦業者等	計画に当り、検討を依頼したメーカー、業者等から見積りを徴収して頂きます。メーカー名、連絡先等は別紙の通りです。		
下請け及び資材の発注先	下請負人並びに資材及び原材料の発注先の経営状況、技術能力、建設業法その他関係法令に抵触の有無を総合的に勘案した上で、大阪市内の優良な業者を選定するように努めること。		